

郵便による入札に関する説明書

入札を「入札提出日時」前に行う方法

入札を郵送で行う方法

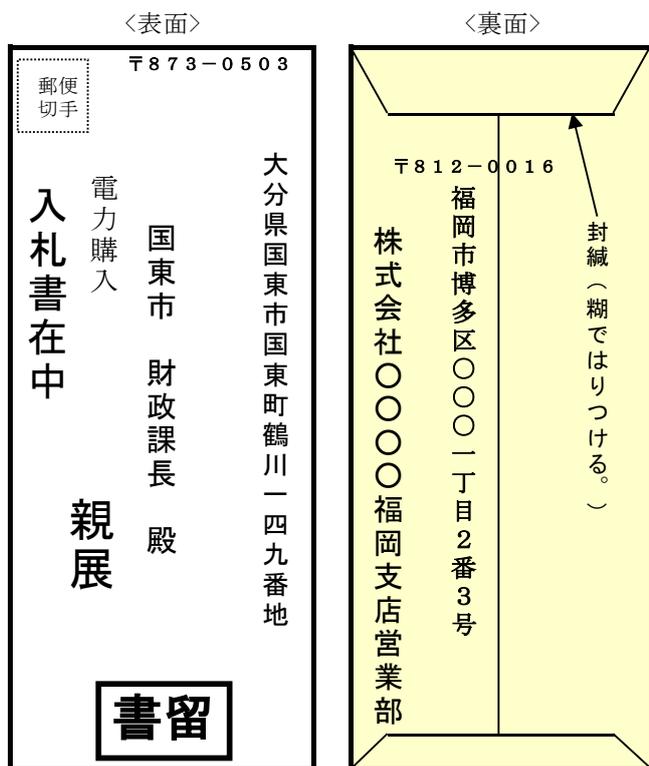
- (1) 入札を郵送で行う場合は、書留郵便によるものとする。
 なお、封書は、二重封筒を原則とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に「件名」、「郵送による入札書の提出期限」及び「入札参加者名」を記載し、封緘封印のうえ、財政課長あての親展で提出しなければならない。
- (2) 郵送による入札書の提出期限までに到達しないものは無効とする。
- (3) 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

例

二重封筒による郵送の方法

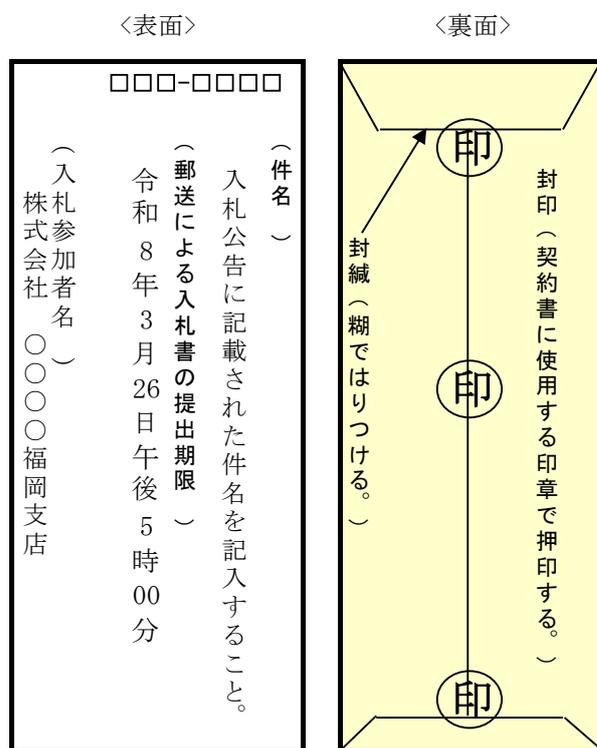
表封筒(※1)

注) 表封筒は、各件名をまとめて郵送できるものとする。



中封筒(※2)

注) 中封筒は、件名毎に作成すること。



表封筒(※1)に同封するもの

- ・「一般競争入札参加資格確認通知書」【様式第5号】(写し)1部
- ・「中封筒」(※2)

※表封筒に入りきらない場合は、別で表封筒を作成すること

中封筒(※2)に同封するもの

- ・「入札書」【様式第7号】
- ・「電気料金入札金額計算書」【様式第8号】
- ・「調整料金内訳」【任意様式】*調整を希望する場合のみ

※「調整料金内訳」とは【様式第8号】詳細別紙③の補足書類